

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年8月18日
【会社名】	株式会社三洋堂書店
【英訳名】	Sanyodo Books Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役最高経営責任者兼最高執行役員 加藤 和裕
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
【電話番号】	052(871)3434(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長上席執行役員社長室長 竹林 由夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
【電話番号】	052(871)3434(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長上席執行役員社長室長 竹林 由夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 179,800,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成23年8月18日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	200,000株	179,800,000	89,900,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	200,000株	179,800,000	89,900,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であります。  
3. 資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
899	449.5	100株	平成23年9月5日(月)	-	平成23年9月6日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとし、

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三洋堂書店 総務部	名古屋市瑞穂区新開町18番22号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
豊田信用金庫 三好支店	愛知県みよし市三好町湯ノ前119番地

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
179,800,000	1,500,000	178,300,000

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.発行諸費用は、登録免許税、登記手数料、有価証券届出書作成費用、証券代行事務手数料、上場手数料等その他諸費用の概算となります。

## (2)【手取金の使途】

単位：千円

具体的な使途	金額	支出予定時期
改装費用	90,000	平成23年9月～平成24年9月
システム投資	88,300	平成23年9月～平成24年3月

## 改装費用

当社は、新たなビジネスモデルであるブックバラエティストアへ、既存店の業態転換を図っているところであり、改装費用として充当する予定です。ブックバラエティストアへの改装計画としては、平成23年9月から平成24年3月までに9店舗とほぼ毎月の改装を予定しており、9月には名張店と大安寺店、10月には星川店と生桑店、1月には垂井店にそれぞれ5.3百万円を投資する予定であり、その後も高富店、大野店、岬店、穂積店と続き、平成24年4月以降も同様に改装を進める予定です。

## システム投資

新たなビジネスモデルによる、営業戦略実現のために、物流システム、POSシステム等へのシステム投資に充当する予定です。物流システムは、ブックバラエティストア化の推進に伴う取引先の増加と取扱い品目の増加に対応し、同時に新たに導入を予定している在庫発注システムに対応するために、合わせて32百万円のシステム投資が必要となるものであります。また、POSシステムについては18百万円を投資して不足する機能を拡充するとともに、本の発注システムの二次開発に10百万円、ふるほんシステム改修やその他のシステム開発に28.3百万円の追加投資を行うことによって、業務の効率化とデータ活用を向上させたいと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	豊田信用金庫
	本店の所在地	豊田市元城町1丁目48番地
	代表者の役職及び氏名	理事長 田端 稔
	出資金	792百万円
	事業の内容	信用金庫業
	主たる出資者及びその出資比率	-
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する株式の数 該当なし 割当予定先が保有する株式の数 3,600株（0.06%） （平成23年4月1日に実施した、1：2の株式分割調整後株数）
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当社に対して1,005百万円の融資を行っております。（平成23年7月末現在）
	取引関係	該当事項はありません。

（注）上記の内容は、平成23年3月31日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

豊田信用金庫は、当社の主力の金融機関であり、当社の財務活動をサポートしていただいております。長年にわたり信頼関係を築いてまいりました。また、愛知県内でも大手の信用金庫として県内に強力なネットワークを持ち、強固な営業基盤と高い影響力を有していることから、割当予定先との関係強化を図り、財務基盤を強化して今後の事業展開を迅速に実施できる体制を強固にすることが重要であると考え、割当予定先として選定いたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

豊田信用金庫 当社普通株式 200,000株

## e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間において、今後の継続的な協力関係を踏まえ、当社株式を中長期的に保有する方針であるとの明言を得ております。

また、割当予定先との間において、割当新株式の払込期日（平成23年9月6日）より2年間において、当該新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社大阪証券取引所に報告すること並びに当該報告書が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書締結の予定であり、内諾を得ております。

## f. 払込みに要する資金等の状況

今回の払込みに要する資金につきましては、割当予定先に十分な資金がある旨を、割当予定先から説明を受けております。また、当社は、割当予定先である豊田信用金庫の業務報告書（平成23年6月20日に総代会に提出）に記載の計算書類によって現金及び預金勘定の状況を確認した結果、本払込みに要する財産を有していることを確認しております。

g . 割当予定先の実態

豊田信用金庫は、信用金庫法に基づいて免許を受け、現に金庫の業務を行っている信用金庫であることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。また、割当予定先からは、反社会的勢力との関係を一切有しておらず、かつ、将来においても有しない旨の確認書を受領しております。当社としましても、割当予定先の経歴や業界内における地位などから勘案し、反社会的勢力との繋がりは一切ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

当該増資に係る取締役会の直前営業日までの1ヶ月間（平成23年7月18日から平成23年8月17日まで）に株式会社大阪証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値の平均値（899円 円未満切り上げ）としました。

発行価格の算定については、市場における当社の売買出来高水準を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける当社取締役会開催日前日の終値を参考とするよりも、一定期間の平均株価とすることがその算定根拠として客観性が高く合理性があると判断したためです。

この発行価格につきましては、平成23年8月17日（取締役会決議日の前営業日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値920円に対して2.34%のディスカウント、取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間（平成23年5月18日から平成23年8月17日まで）の終値の平均値894円に対して0.56%のプレミアム、同6ヶ月間（平成23年2月18日から平成23年8月17日まで）の終値の平均値894円に対して0.56%のプレミアムとなり、いわゆる有利発行には該当しないものと判断をしております。従いまして、当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当該第三者割当の新株式発行に係る取締役会に参加した全監査役は、財務基盤の強化に資するものであること、また当該発行価格については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価額を基準にしており、上記指針も勘案し決定されていること、参考とした市場価額は取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月間（平成23年7月18日から平成23年8月17日まで）の平均価額であり、当社の直近の状況が市場価額に反映されていると考えられることから、上記算定根拠による発行価額が有利発行に該当せず適法であるとの見解を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的と判断した根拠

今回の第三者割当による新株式の発行数量は200,000株となり、当社発行済株式数（5,800,000株）の3.45%（平成23年3月31日時点の総議決権数を平成23年4月1日に実施した1株を2株に株式分割した調整後の議決権個数55,924個に対する割合は3.58%）であるため、当該第三者割当増資により、既存株式に対し希薄化を伴うものであります。

しかしながら、本件第三者割当により調達された資金を株主資本に充当することにより、自己資本の充実が見込まれること、また、安定株主の確保による当社の経営の安定化につながり、設備投資による各店舗の営業力の充実によって収益力の強化に寄与するものであることから、本第三者割当は企業価値を高め、株主価値を高めるものでありますので、当該希薄化の規模は合理的な範囲であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
(有)日和エステート	名古屋市千種区日和町5丁目35番地	1,728,000	30.90%	1,728,000	29.83%
加藤 和裕	名古屋市千種区	812,600	14.53%	812,600	14.03%
(株)トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	561,800	10.05%	561,800	9.70%
(株)トーハン・メディア・ウェイブ	東京都港区新橋6丁目20番8号	540,000	9.66%	540,000	9.32%
(有)弥生エステート	名古屋市名東区梅森坂西1丁目104番地	256,000	4.58%	256,000	4.42%
豊田信用金庫	豊田市元城町1丁目48番地	3,600	0.06%	203,600	3.51%
三洋堂書店従業員持株会	名古屋市瑞穂区新開町18番22号	140,692	2.51%	140,692	2.43%
加藤 光子	名古屋市名東区	90,800	1.62%	90,800	1.57%
加藤 一太郎	名古屋市名東区	82,840	1.48%	82,840	1.43%
三洋堂書店取引先持株会	名古屋市瑞穂区新開町18番22号	80,000	1.43%	80,000	1.38%
計		4,296,332	76.82%	4,496,332	77.62%

(注) 1. 平成23年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 平成23年4月1日に1:2の株式分割を行っており、上記の株式数等は調整後の株数で計算しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

## 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年8月18日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年8月18日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年8月18日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

・平成23年6月24日開催の当社第34回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成23年6月28日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金9円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、加藤和裕、竹林由夫、三好彰、伊藤勇及び河本慎司を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鈴木彰を選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果 (賛成の割合)
第1号議案	25,742	1	-	(注)1	可決(99.44%)
第2号議案				(注)2	
代表取締役 加藤 和裕	25,738	5	-		可決(99.43%)
取締役 竹林 由夫	25,737	6	-		可決(99.42%)
取締役 三好 彰	25,737	6	-		可決(99.42%)
取締役 伊藤 勇	25,738	5	-		可決(99.43%)
取締役 河本 慎司	25,734	9	-		可決(99.41%)
第3号議案				(注)2	
監査役 鈴木 彰	25,740	3	-		可決(99.43%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

当社は、平成23年8月18日開催の取締役会において、平成24年4月1日(予定)をもって会社分割を行い持株会社制へ移行することを決定いたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、平成23年8月18日に臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

## (1) 当該新設分割の目的

小売業を巡る個人消費の環境は、雇用情勢に対する不安感が依然として残るなか、弱含みのまま推移しており、書店業界におきましても、平成22年の雑誌・書籍の販売実績は6年連続で前年を下回るなど市場の縮小傾向が続いております(出版科学研究所)。また、本以外の当社の主要取扱商品である、ビデオソフトの販売金額は平成22年まで6年連続で、オーディオ・レコードの生産金額も同じく12年連続で減少してきております((社)日本映像ソフト協会、(社)日本レコード協会)。

このように本格的なブロードバンド時代の到来を迎えて、業界環境が大きく変わりつつあるなかで、当社は、変化に対応するための経営の迅速さと効率性が必要との認識から、当社の会社分割による持株会社制へ移行することといたしました。

主な目的といたしましては、持株会社制へ移行し、経営戦略と業務執行の機能を分離することにより、意思決定と業務執行の迅速化が図れること、持株会社と事業会社の役割を、意思決定・監督と業務執行に分離し、役割と責任を明確にすることで、意思決定と業務執行プロセスの透明性が高められること、資金、資産、人員などの経営資源を有効に配分し、経営の効率化を図ることが可能となること、事業再編や組織再編など経営構造の変革の迅速化が図れること、などであります。

以上のことから、厳しい業界環境のなかで、競争優位性を高め、持続的な成長を維持するための方法として、今回の会社分割による持株会社制への移行を決定いたしました。

また、これに伴い、当社は商号を「株式会社三洋堂ホールディングス」と変更し、当社の事業を分割して、新設する「株式会社三洋堂書店」へ承継させるものであります。

## (2) 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容

## 新設分割の方法

当社を分割会社とし、当社は「株式会社三洋堂ホールディングス」へ商号変更するとともに、新設する「株式会社三洋堂書店」を承継会社とする分社型新設分割であります。

## 新設分割に係る割当ての内容

新設する「株式会社三洋堂書店」は、当社に対し普通株式100株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

## その他の新設分割計画の内容

当社が平成23年8月18日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、「新設分割計画書」のとおりであります。

## (3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異が生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理及び新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

## (4) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社三洋堂書店

本店の所在地 名古屋市瑞穂区新開町18番22号

代表者の氏名 代表取締役 加藤 和裕

資本金の額 10,000千円

純資産の額 未定

総資産の額 未定

事業の内容 書籍・雑誌、文具・雑貨、映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフトの販売、レンタル

## (5) 新設分割計画は次のとおりであります。

## 新設会社分割計画書

株式会社三洋堂書店(以下「当社」という。なお、平成24年4月1日をもって商号を「株式会社三洋堂ホールディングス」に変更予定)は、当社の書籍・雑誌等販売事業(以下、分割事業という。)を新たに設立する株式会社三洋堂書店(以下「新設会社」という。)に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割(以下、「本件分割」という。)を行ない、次のとおり新設会社分割計画書(以下、「本計画書」という。)を作成する。

## 第1条(新設会社の定款)

新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

## 第2条(新設会社が分割に際して発行する株式)

新設会社は、会社分割に際して普通株式100株発行し、その全部を当社に割当交付する。

## 第3条(新設会社の資本金及び準備金)

新設会社の資本金および資本準備金の額は、次のとおりとする。ただし、新設会社の分割効力発生日における甲の資産および負債の状況により、これを変更することができる。

新設会社の資本金 10,000,000円

新設会社の資本準備金 0円

その他資本剰余金 会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

## 第4条(承継する権利義務)

1. 新設会社は、本件分割により、当社から別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおり資産、負債その他権利義務(以下、本権利義務という。)を承継する。  
なお、新設会社は、分割効力発生日において、当社に在籍し、分割事業に従事する従業員ならびに臨時雇用従業員を当社からの出向者として受け入れる。
2. 前項にかかわらず、資産、負債または権利義務の移転につき法令上または条例上等の理由により承継できない場合には、これを承継しないものとする。
3. 新設会社が当社から承継する債務については、当社が重畳的債務引受を行う。ただし、この場合における当社と新設会社との間においては、承継する債務の全額を新設会社が負担するものとする。

## 第5条(会社分割の効力発生日)

新設会社の設立の登記すべき日は、平成24年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

## 第6条(新設会社の取締役、監査役)

新設会社の設立時取締役および監査役は、次のとおりとする。

## (1) 設立時取締役

加藤和裕、竹林由夫、三好 彰、伊藤 勇、河本慎司

## (2) 設立時監査役

鈴木 彰

## 第7条(競業避止義務の免除)

当社は、分割効力発生日以降においても、分割事業について競業避止義務を負わない。

## 第8条(条件の変更及び中止)

本計画書作成後、分割効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態、経営状態または本権利義務に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的達成が困難となった場合には、当社は本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

## 第9条（本計画書の効力）

本計画書は、次の各号のいずれかに当たる場合には、その効力を失う。

- （1）分割効力発生日の前日までに、当社の株主総会において、本計画書の承認が得られなかった場合
- （2）分割効力発生日までに、本件分割について、法令に定める関係官庁の承認が得られなかった場合

## 第10条（その他）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成23年8月18日

名古屋市瑞穂区新開町18番22号  
株式会社三洋堂書店  
代表取締役 加藤和裕 印

以上

(別紙1)

定款  
第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 三洋堂書店 と称し、英文ではSanyodo Books Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 書籍・雑誌の出版、仕入およびレンタルならびに販売
- (2) 文房具、化粧品、食品、玩具、楽器および日用雑貨の仕入ならびに販売
- (3) 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト、その他の音響、映像媒体商品およびその再生機器の仕入およびレンタルならびに販売
- (4) コンピュータのソフトウェアおよびハードウェアおよびその周辺機器の仕入およびレンタルならびに販売
- (5) 情報通信・インターネットを利用した情報通信システムおよび電子商取引に関する各種サービス
- (6) 古物商
- (7) 喫茶店および飲食店の経営
- (8) 前各号に関するフランチャイズチェーンシステム展開のための加盟店の募集、経営指導、店舗の開発販売並びにこれらの店舗に帰属する営業権、什器、備品消耗品等商品の販売または賃貸
- (9) 動産・不動産の賃貸業
- (10) 自動販売機による物品の販売
- (11) 学習塾の経営
- (12) 運輸倉庫業
- (13) 物流センターの管理運営
- (14) 金融商品仲介業
- (15) 上記に附帯または関連する一切の事業

(本社の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。
3. 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

（議事録）

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役および取締役会

（員数）

第17条 当会社の取締役は、9名以内とする。

（選任方法）

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

## 第5章 監査役

(員数)

第27条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第32条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の剰余金の配当には利息をつけない。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成25年3月31日までとする。

以上

(別紙2)

## 承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、分割効力発生日において分割事業に属する以下の資産、負債その他の権利義務を承継する。なお、これらのうち資産及び負債については、当社の平成23年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基準とし、これに分割効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

## 1. 資産

## 流動資産

分割事業に属する現金及び預金、売掛金、商品および繰延税金資産の一部その他一切の流動資産

## 2. 負債

## 流動負債

分割事業に属する買掛金および支払手形の一部その他一切の流動負債

## 3. その他の権利義務

分割事業に関する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるもの一切

## 4. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

## (1) 会社法第763条第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

本件新設分割設立会社は、新設分割に際して、普通株式100株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本件分割に際して当社に対して交付される本件分割設立会社の株式の数につきましては、本件分割は単独新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と本件新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる本件新設分割設立会社の効率的な管理及び本件新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、前記の割当て株式数が相当であると判断して、決定いたしました。

新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件新設分割設立会社の資本金及び準備金の額につきましては、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするため、以下のとおりとすることが相当であると判断いたしました。

資本金 10,000,000円

資本準備金 0円

## (2) 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、平成23年8月18日開催の取締役会において、平成23年9月6日を払込日とする第三者割当による株式200,000株の発行を行うことを決議いたしました。

以上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月27日 東海財務局長に提出
四半期報告書	(第35期 第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月15日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社三洋堂書店  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 信勝 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 克彦 印
--------------------	-------	---------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂書店及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社はポイント引当金の見積りの方法を変更している。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三洋堂書店の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三洋堂書店が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

株式会社三洋堂書店  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 克彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三洋堂書店及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

株式会社三洋堂書店  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 信勝 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 克彦 印
--------------------	-------	---------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂書店の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三洋堂書店の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三洋堂書店が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社三洋堂書店  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水野 信勝 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 克彦 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三洋堂書店の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三洋堂書店の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社はポイント引当金の見積りの方法を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。